

補助の対象となる範囲と基準の説明（その3-平面図）

- 道路に面するブロック塀や門柱が対象（図中の赤いラインの部分）。
- 道路と敷地の間に水路がある場合は面していない事になります（道路側溝は除く）。
- 隣地境界にあるブロック塀は対象になりません。（図中の黒い一点鎖線ラインの部分）。

